

企画競争実施の公示

令和 7 年 4 月 1 0 日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長 豊口 佳之

次のとおり、提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

令和 7－8 年度 業者選定システム構築業務

(本業務は、国土交通省四国地方整備局で運用中の契約管理システムについて、全地方整備局共通の統合版契約管理システム（以下、「統合版 C C M S」という。）の運用開始後、四国地方整備局環境に残る個別仕様システムに対して、令和 5 年度に実施した W E B 化改良検討業務の検討結果及び令和 6 年度に実施した基本設計業務の成果に基づき統合版 C C M S との連携を担保した上で、W E B 化を図るための設計及び開発を行うものである。)

(2) 業務内容

1) 業者選定システム設計・開発業務

- ①業者選定システムの基本設計
- ②業者選定システムの詳細設計
- ③業者選定システムの開発
- ④業者選定システムのテスト

2) 業者選定システム構築業務

- ①ミドルウェアの設定
- ②業者選定システムの構築
- ③データ移行（一次）の実施

3) 業者選定システム切替業務

- ①システム切替（リハーサル）
- ②データ移行（最終）
- ③システム切替（最終）
- ④業者選定システムの初期流動サポート対応

(3) 履行期間

契約締結の翌日～令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に示す特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 3 月 2 9 日付官報）に基づく再申請の手続きを行

- った者を含む。)であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (5) 本件に組合等（特別法に基づく協同組合又はこれに類する組織）として提案書を提出しようとする場合の構成員でないこと。
- (6) 平成27年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示す同種又は類似業務にかかる実績（再委託による業務の実績は含まない。）を1件以上有することを証明した者であること。
- 1) 同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人のシステム改良業務
- 2) 類似業務：同種業務以外のシステム改良業務
- (7) 配置予定技術者については、平成27年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示す同種又は類似業務にかかる実績（再委託による業務の実績は含まない。）を1件以上有することを証明した者であること。
- 1) 同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人のシステム改良業務
- 2) 類似業務：同種業務以外のシステム改良業務
- (8) 提案書の提出期限日から特定後に行う見積の時まで、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 発注者から直接説明書を交付された者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号
四国地方整備局 総務部 契約課 購買第一係
TEL 087-851-8061
メールアドレス skr-be.kobai@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

- 1) 交付期間
令和7年4月10日から令和7年5月9日まで（休日を除く）
- 2) 交付方法
交付を希望する者には、原則として電子メールにより交付を行う。

(3) 提案書の提出期限及び方法

- 1) 提出期限
令和7年5月12日17時00分
- 2) 提出方法
原則として電子メールにより提出すること。

(4) 提案書に対するヒアリング

本業務は提出された提案書について、必要に応じ、ヒアリングを実施する場合がある。実施する場合は令和7年5月16日までに通知する。なお、実施する場合の詳細については、別途通知する。

4. その他

(1) 本手続で使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報の入手窓口

上記3.(1)に同じ。

(3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された提案書は、無断で二次的使用を行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 提案書の提出者は、提案書の作成にあたって、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならない。

(7) 資本関係又は人的関係のある複数の者が提案書を提出することは認めない。

(8) 企画競争の結果、提案書が特定された場合であっても、会計法令に基づく契約手続の完了までは国との間に契約関係が生じるものではない。

(9) 詳細は、説明書による。